



家庭での育児を支援します！！

## 玉城町家庭保育応援給付金



### 1 概要

町内在住の満6カ月以上3歳以下の児童を家庭において保育している保護者に対し、経済的負担を軽減し多様な保育環境を支援することで、安心して生み育てやすい環境をつくり、子どもの健全育成と子育て支援の充実を図るため、下記のとおり給付金を支給します。

### 2 対象者（次の全てに当てはまる方）

- ・玉城町内に住所を有し、現に居住している者のうち、申請時に満6カ月以上3歳以下の児童を、保育施設等（保育園、認定こども園、認可外保育施設及び企業主導型保育事業所等）を利用せず家庭において保育している保護者等
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・里帰り出産等の一時的な居住でないこと
- ・児童の父母のいずれもが職場復帰を前提とした育児休業給付金等を受給していないこと
- ・保護者及び同一世帯の構成員に町税等の滞納がないこと
- ・暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

### 3 給付額

対象児童1名につき月額2万円

### 4 支給対象期間

毎年度、4月1日～翌年3月31日の期間において対象要件に当てはまる期間

### 5 申請期限

上記の条件の全てを満たす場合、満6カ月の誕生日の翌日から翌月末までに下記必要書類を添えて役場窓口へ申請をしてください。

次年度以降、継続申請の場合は毎年度4月1日以降5月末日まで

### 6 申請に必要なもの

- ・玉城町家庭保育応援給付金支給認定申請書兼請求書
- ・申請者および申請者の配偶者にかかる育児休業給付金等申請状況証明書または宣誓書
- ・申請者の本人確認ができる身元確認書類（運転免許証など顔写真入りのもの）
- ・申請者名義の口座のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ・申請者、申請者の配偶者および児童の健康保険証等の写し

### 7 申請書等提出先および受付時間

【提出先】 役場保健福祉課窓口

【受付時間】 火・木 午前8時30分から午後7時まで

月・水・金 午前8時30分から午後5時15分まで

※（土日祝日は除く）

問合せ先 玉城町役場保健福祉課 0596-58-8203